

財務専門官採用試験のお知らせ

財務省北海道財務局では、財政、金融のプロフェッショナルとして活躍する財務専門官を募集しています。

○受験資格

- 1 1992（平成2）4月2日から2001（平成13）年4月1日生まれの人
- 2 2001（平成13）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

- (1) 大学を卒業した者及び2003（令和5）年3月までに大学を卒業する見込みの者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2023（令和5）年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者

○受験申込受付期間

令和4年3月18日（金）から4月4日（月）【受信有効】まで

○受験申込方法

インターネットで申込みください。
<http://www.jinshiken.go.jp/juken.html>

○第1次試験日

令和4年6月5日（日）

※お問い合わせ先

財務省北海道財務局人事課人事係
 Tel.. 011-709-2231
 （内線4252）

知っていますか？道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

道の仕事に対する苦情を皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。審査の結果、道の業務に不備な点や制度の問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。個人情報保護にも十分配慮します。

皆さん自身の利害に関することで、道政に対する苦情があれば、お気軽にご相談ください。

○苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か各総合振興局（振興局）の総務課です。

○苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

○ホームページからでも申立書をダウンロードできます。

○申立方法は、苦情申立書に必要な事項を記入し、提出してください。郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

※お問い合わせ先

北海道総合政策部知事室道政相談センター
 Tel.. 011-204-5523
 FAX.. 011-241-8181
 ・各総合振興局（振興局）総務課

裁判所の手続案内について

裁判所では、裁判所の手続を利用しやすいものとするため「手続案内」を各裁判所の窓口で常時行っています。また、毎月1回森町に出張して手続案内を行っています。

手続案内では、金銭、売買、土地・建物等の民事上の問題や夫婦、親子、親族等の家事関係の問題について、裁判所の訴訟や調停等の手続を利用するにはどうすればよいか、どのような書類等が必要か、どの裁判所に申立てをすればよいか等について説明、案内します。

手続案内を担当する職員は、予約受付により函館の裁判所から出張しますので、利用を希望される方は、日程表の予約締切日までに函館の裁判所に電話で予約申込みをしてください。

なお、裁判所の手続案内は、利用者が申立手続を円滑に行えるように手続について案内したり、申立てにあたって必要な費用や添付書類等について説明しますが、「貸したお金を取り返すことができるか」、「離婚した方がよいか」、「養育費はいくらもらえるか」等といった法律相談や身上相談には応ずることができませんのでご注意ください。



○実施日時
 毎月1回（日程表のとおり）
 午前10時から午後4時まで

年 月	実施日	予約締切日
令和4年4月	15日（金）	8日（金）
5月	20日（金）	13日（金）
6月	17日（金）	10日（金）
7月	15日（金）	8日（金）
8月	19日（金）	12日（金）
9月	16日（金）	9日（金）
10月	21日（金）	14日（金）
11月	18日（金）	11日（金）
12月	16日（金）	9日（金）
令和5年1月	20日（金）	13日（金）
2月	17日（金）	10日（金）
3月	17日（金）	10日（金）

○実施場所

森町公民館1階「小会議室」
 茅部郡森町御幸町132番地
 Tel.. 01374-213479

○予約方法

函館地方、家庭裁判所総務課に電話で、日程表の予約締め切り日までに「手続案内の予約」である旨告げて申し込んでください。（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

○担当者

函館地方、家庭、簡易裁判所の裁判所書記官

※お問い合わせ先

函館地方、家庭裁判所 総務課
 Tel.. 0138-38-2372